



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年11月24日火曜日 第2727号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）...1149
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）...1149
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）...1150
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）...1150

教育委員会告示

公立博物館の登録.....（生涯学習課）...1150

告 示

○愛媛県告示第1387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年11月24日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
Dクリニック	今治市南大門町2丁目1番地21	平田勝豪	精神通院医療	平成27年11月1日
みらい薬局余戸西店	松山市余戸西三丁目12番17号	株式会社未来ファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成27年11月1日
アイン薬局松山平和通店	松山市平和通一丁目5番地23	アイン分割準備株式会社	精神通院医療（薬局）	平成27年11月1日
アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734-3	アイン分割準備株式会社	精神通院医療（薬局）	平成27年11月1日
アルファ調剤薬局今治店	今治市南大門町2丁目1番地21	株式会社アルティザン	精神通院医療（薬局）	平成27年11月1日
丸之内薬局	宇和島市丸之内1丁目1番9号	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成27年11月1日

○愛媛県告示第1388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年11月24日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社すてっぷ	今治市立花町二丁目9番27号	訪問看護リハビリステーションすてっぷ	今治市立花町三丁目2番35号	精神通院医療	平成27年11月1日

○愛媛県告示第1389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年11月24日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションがりん	松山市余戸南三丁目9番36号ルネス余戸101号	松山市保免上二丁目1番12号フラムガーデンMary 103号	平成27年7月13日

○愛媛県告示第1390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年11月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
m a c川東店	新居浜市宇高町1丁目445-1 外	大規模小売店舗の名称	(仮称)m a c川東店	m a c川東店	平成27年 6月26日	平成27年 11月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社大屋	株式会社大屋ほか4者		
ベルパルレ川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	新居浜市郷1丁目乙192番9	大規模小売店舗の名称	マック川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	ベルパルレ川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	平成27年 7月19日	
		大規模小売店舗を設置する者の住所	東西自動車工業株式会社 代表取締役 金本 真茂留 新居浜市多喜浜字多浜400番地16	東西自動車工業株式会社 代表取締役 金本 真茂留 新居浜市多喜浜三丁目4番28号	平成18年 10月2日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社大屋ほか2者	株式会社ジャム・ティービーほか2者	平成27年 7月19日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1391号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年11月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-24)第2646号	平成25年 3月6日	(株)中谷建設	稲田 誠	南宇和郡愛南町御荘平城4210-2	平成27年 10月15日	土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-23)第14944号	平成24年 3月5日	堀内組	堀内 一郎	西宇和郡伊方町九町1-2038-16	平成27年 10月30日	とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館として、同法第12条の規定に基づき、次のように登録した。

平成27年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

設置者の名称	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	登 録 番 号
新 居 浜 市	新居浜市美術館	新居浜市坂井町二丁目 8 番 1 号	平成27年11月16日	第18号